

特別児童扶養手当所得制限限度額表
(H25重度心身障害者医療費助成事業所得制限限度額表)

(本人)

(単位：千円)

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得制限額	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496

1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族があるものについての限度額(所得ベース)は、上記の金額に次の額を加算した額とする。

(1) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

(2) 特定扶養親族1人につき25万円

扶養数 3人(うち老人1人)の場合は、5,836,000円

扶養数 2人(うち老人1人・特定1人)の場合は、5,706,000円

※「特定扶養親族等」とは、「特定扶養親族」又は「控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)」をいう。

※「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人をいう。

※「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいう。

(配偶者、扶養義務者)

(単位：千円)

老人扶養親族の数 扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
0人	6,287					
1人	6,536	6,536				
2人	6,749	6,809	6,809			
3人	6,962	7,022	7,082	7,082		
4人	7,175	7,235	7,295	7,355	7,355	
5人	7,388	7,448	7,508	7,568	7,628	7,628

(注) 上記表で審査する所得は次の1から2の控除を差し引いた額です。

1 所得審査の対象となる所得	<ul style="list-style-type: none"> ・総所得金額(利子、配当、不動産、事業、給与、一時、雑) ・退職所得 ・山林所得 ・譲渡所得 ・土地に係る事業所得 ・土地・建物の譲渡所得(特別控除額を差し引く前の金額を適用)
2 各控除額	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料控除 8万円(一律に適用します) ・障害者控除 27万円 ・特別障害者控除 40万円 ・寡婦(寡夫)控除 27万円 ・寡婦(寡夫)控除の特例 35万円 ・勤労学生控除 27万円 <p>※雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除は相当額です。 ※平成17年度分所得から老年者控除が削除されました。</p>